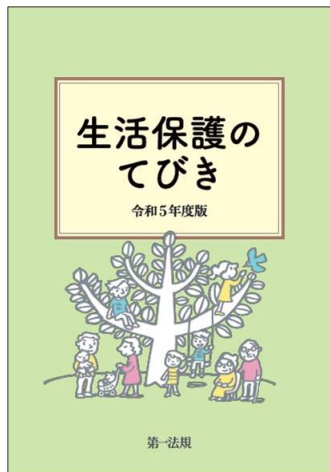


【新刊】『生活保護のてびき 令和5年度版』発刊！

生活保護制度の「今」が理解できる、民生委員・児童委員は必携のハンディな一冊。

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）が、『生活保護のてびき 令和5年度版』を2023年7月24日に発刊いたしました。



■詳細・試し読み・購入はこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104695.html?utm_source=prtimes

■amazonでの購入はこちら

<https://www.amazon.co.jp/dp/4474093275>

■楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17566612/>

■紀伊国屋WEB STOREでの購入はこちら

<https://www.kinokuniya.co.jp/f/dsg-01-9784474093270>

毎年好評をいただいております、『生活保護のてびき』の最新版を今年も発刊いたしました。

● 商品の特色

■最新の情報を掲載！

令和5年度版では、毎年改定される保護基準や被保護者世帯数、員数、保護率など最新のデータを提供するほか、5年に1度の生活扶助基準額の見直しによる新たな基準額を反映するなど、全体的な見直しを行いました。

■見やすさ・読みやすさを追求！

〈一口メモ〉の解説や、最新の統計データに基づく図表やグラフを豊富に収録しています。さらに、オールカラーで過去のデータと共に掲載しているため、わかりやすさは抜群です。

■実務に役立つわかりやすい解説！

生活保護に携わる関係者（民生委員・児童委員、ケアマネジャーなど）が日々の相談業務等に対応するうえで理解しておくべき「制度」のあらましや「最低生活費と収入認定の具体的計算方法」等を、わかりやすく解説しています。生活保護に携わるすべての方の強い味方です！

第2

保護とはどのようなものか

保護を受けるときには、その前提条件として、資産、能力を活用し、さらに私的扶養、他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮する場合に保護が行われることは前に述べたとおりです。

では、具体的にどのようなときに、どのような方法で、どのような内容の保護を受けることができるのかについて、次に述べることにします。

1 保護の要否

保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことのできない者に対して、最低生活を保障するのですから、まず、どのような経済状態のときに最低生活を営めないものとするかを決める判断基準が必要です。生活保護法では、この判断基準を、「①保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度に行うものとする。②基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」(法第8条)と規定しています。これを言い換えますと、保護は、厚生労働大臣の定める基準(これを保護基準と呼びます。)によって最低生活費を計算し、これとその者の収入とを比較して、その者の収入だけでは最低生活費に満たないときに、はじめて行われ

20

るというものです。

この関係を図示すると次のようになります。

最低生活費と収入との対比



2 保護の種類と範囲

保護は、その内容によって、8種類の扶助に分けられています。すなわち、(1)生活扶助、(2)教育扶助、(3)住居扶助、(4)医療扶助、(5)介護扶助、(6)出稼扶助、(7)生業扶助、及び(8)葬祭扶助の8種類です。

社会生活を営む上では、食費だけでなく、いろいろな経費が必要となりますから、扶助もこれに応じて区分されています。各々の扶助の内容がどのようなものであるかは、法律によって規定されています。これについては、特別な説明は要しないと思いますので、関係の条文を次にあげておきましょう。

(1) 生活扶助

第12条 生活扶助は、困難のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 1 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
- 2 移住

21

目次

第1 生活保護制度のあらまし

1 わが国の公的扶助制度の歩み

〈一口メモ〉公的扶助

2 生活保護制度の目的

3 生活保護制度の基本原則

〈一口メモ〉自立支援プログラム／扶養義務者に関する規定／公的年金と生活保護

4 生活保護実施上の原則

〈一口メモ〉生活困窮者自立支援制度／生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

第2 保護とはどのようなものか

1 保護の要否

2 保護の種類と範囲

〈一口メモ〉わが国の社会保障制度

3 保護施設と日常生活支援住居施設

〈一口メモ〉貧困ビジネスの規制と日常生活支援

4 保護の申請

〈一口メモ〉生活保護の手続きの流れ

第3 保護の要否判定の仕方

1 世帯認定の仕方

〈一口メモ〉生活保護の実施機関

2 保護基準の考え方と現状

3 収入認定の考え方

4 最低生活費と収入認定の具体的計算の方法

5 就労自立給付金

6 被保護者就労支援事業

〈一口メモ〉被保護者就労準備支援事業

第4 被保護者の権利と義務

1 被保護者の権利と義務

〈一口メモ〉生活保護受給者の健康管理支援について

2 保護の費用の返還と徴収

3 行政上の不服申立て・行政事件訴訟

第5 生活保護制度における最低生活費の算出方法（令和5年10月）

第6 収入認定額の計算の仕方

[参考]

1 市町村の級地一覧表（令和5年4月1日現在）

2 最低生活保障水準（月額）の具体的事例（令和5年10月時点）

【資料】

- ・被保護世帯数，人員及び保護率の年次推移
- ・都道府県・指定都市・中核市別保護率・被保護人員・世帯数（令和3年度）
- ・保護施設の種類別施設数及び在所者数の推移

• 商品概要

商品名：生活保護のてびき 令和5年度版

編集：生活保護制度研究会

定価：550円（本体500円＋税10%）

ページ数：80ページ

判型：A5判

発売日：2023年7月24日

ISBN：978-4-474-09327-0

発売元：第一法規株式会社 https://www.daiichihoki.co.jp/?utm_source=prtmes

当プレスリリースURL

<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000568.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtmes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社

販売促進局 販売促進第二部

電話：03-3796-5477

メールアドレス：jichi_info@daiichihoki.com

自治体向け商品案内ツイッター：<https://twitter.com/daiichihoki2> (@daiichihoki2)